

1. 基本的な考え方

総務省から、「委員会において、参考人の意見を聴く方法については、地方自治法第109条第5項で準用する同法第115条の2第2項において、『出頭を求め・・・』とされているところ、委員会活動における事実上の参考人に対して、出頭を求める以外の方法により意見を聴くことを妨げるものではない」との見解が示されていることを踏まえ、委員会活動の一環として、オンラインによる方法を活用した参考人からの意見聴取は許容されるものと考えられる。

2. オンラインによる参考人招致を行うことができる場合

オンラインによる参考人招致を行うことができる場合は、委員長が、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参考人が出頭することが困難であると認めるときとする。

3. 通常の参考人招致との比較表

区分	通常の参考人招致	オンラインによる参考人招致(事実上の参考人)	県内外調査(オンライン)
会議の公開	委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。(三重県議会委員会条例第18条)	通常の参考人招致の取扱いに準じる。	原則として非公開
記録	委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。(三重県議会委員会条例第28条)	通常の参考人招致の取扱いに準じる。 ※別紙「会議録のイメージ」参照	調査概要を作成し、ホームページで公開
招致に係る通知	委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。(三重県議会委員会条例第26条の2第1項、第2項)	通常の参考人招致の取扱いに準じる。	
インターネットの実況中継・録画配信	原則としてホームページで配信する	通常の参考人招致の取扱いに準じる。	配信なし
委員の費用弁償(旅費)	費用弁償の対象 議員の職務のため旅行する場合にあっては、その費用の弁償として旅費を支給する。(三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条)	委員会と同時に開催される場合は、委員会についての費用弁償として支給される。	費用弁償の対象
参考人への謝金	参考人等のうち、専門的知識及び経験を有する者に対し謝金を支払うものとする。(参考人等に対する謝金の支払いに関する要綱第3条)	通常の参考人招致の取扱いに準じる。	県内外調査を実施するために必要な経費を支払う

(参考)

【地方自治法】

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)
第109条 (略)

2～4 (略)

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

6～9 (略)

(公聴会及び参考人の出頭)

第115条の2 (略)

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。